

## 北海道科学大学体育館の使用及び管理規程

(目的)

**第1条** この規程は、北海道科学大学（以下「本学」という。）体育館の効果的な使用及び管理の適正を期するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用範囲)

**第2条** 体育館は、本学の学生・学生団体・教職員等並びに北海道科学大学高等学校（以下「高校」という。）の生徒及び教職員の体育活動の場として使用するものとする。ただし、本学及び高校の関係者以外が体育館の使用を希望するときは、第4条第6項に従って使用手続をとらなければならない。

(開館時間)

**第3条** 体育館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、学長が必要と認めたときはこの限りではない。

- (1) 正課の体育授業を行っている時間
- (2) 正課外は、本学が定める休業日を除き、原則として午前7時から午後10時までとする。ただし、出入口の開錠時間はメインアリーナ第1駐車場側出入口を午前7時から午後10時30分まで、サブアリーナHIT プラザ側出入口を午前7時から午後8時まで、その他の出入口を午後3時から午後8時までとする
- (3) トレーニングルームの開室時間は午前7時から午後8時までとする

(使用手続)

**第4条** 体育館の使用は、次の手続による。

- (1) 本学の学生・学生団体又は高校の部活動が使用を希望するときは、学生課へ願い出て、学生支援センター長の許可を受けなければならない。ただし、正課の体育授業はこの限りではない
- (2) 本学の学生団体又は高校の部活動が、課外活動として継続的に使用を希望するときは、1ヵ月ごとに協学会の所属局長を経て、その月の使用計画表を学生課へ提出して、学生支援センター長の許可を受けなければならない
- (3) 本学の学生・学生団体又は高校の部活動が、対外試合等のために使用を希望するときは、管財課へ願い出て学長の許可を受けなければならない。この使用に関する内規は、「北海道科学大学施設貸与取扱内規」に定める。
- (4) 本学の学生又は教職員がトレーニングルームの使用を希望するときは、定められた講習を受講しなければならない。高校の部活動は顧問の管理の下でトレーニングルームを使用するものとする。
- (5) 本学の教職員が使用を希望するときは、管財課へ願い出て学長の許可を受けなければならない。この使用に関する内規は、「北海道科学大学施設貸与取扱内規」に定める
- (6) 本学及び高校の関係者以外の使用については、使用責任者が管財課へ願い出て学長の許可

を受けなければならない。この使用に関する内規は、「北海道科学大学施設貸与取扱内規」に定める

(許可条件)

**第5条** 体育館の使用にあたって、次の各号の一に該当するときは、許可しないものとする。

- (1) 本学の秩序を乱すおそれがあるとき
- (2) 施設、設備及び備品等（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認めたとき
- (3) 管理上支障があるとき
- (4) 行事その他の必要止むを得ない事情のあるとき
- (5) 講習会を受講していない者がトレーニングルームを使用するとき
- (6) 学長又は学生支援センター長が不適當と認めたとき

(使用制限)

**第6条** 体育館の使用にあたって、次の各号の一に該当するときは、第4条の許可を取消し、又は使用を制限し、もしくは停止し、あるいは退去を命ずることができる。この場合において使用者に生じた損害については、本学はその責を負わない。

- (1) 使用者がこの規程に違反したとき
- (2) 使用者が使用条件に違反したとき
- (3) 使用者が管理者の指示に従わないとき

(遵守事項)

**第7条** 体育館の使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設等を破損・汚損又は滅失しないよう万全の配意をするとともに、施設等を破損・汚損又は滅失したときは、速やかに主管課へ届け出ること
- (2) 施設等は、そのもの本来の用法以外に使用しないこと
- (3) 火災等事故防止には特に留意し、事故発生の場合は直ちに主管課へ通報すること
- (4) 貴重品その他の盗難防止には、各自が十分注意すること
- (5) 土足で絶対に床上に立入らないこと
- (6) ガラス及び照明器具等の破損防止のため、キャッチボール等をしないこと
- (7) シャワー使用の際は、節水を心掛けること

(使用後の措置)

**第8条** 使用後は、使用責任者において原形に復し、返納しなければならない。

(弁償)

**第9条** 使用者が、故意又は過失によって施設等を破損・汚損又は滅失したときは、「北海道科学大学施設・設備・備品等使用規程」第5条に基づき、その損害を弁償しなければならない。

(違反への措置)

**第10条** この規程に反する行為をした学生に対しては、北海道科学大学学則第64条を適用する。

(規程の改廃)

**第11条** この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

**附 則**

- 1 この規程は、昭和45年11月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和52年6月15日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和54年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和55年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和62年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2020年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2022年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2023年4月1日から施行する。